



特 247
768

資料第三〇〇號
昭和十八年九月

乙

南洋群島年表

財團法人 南洋經濟研究所

始



特247
768

はしがき

本資料は南洋群島（内南洋）に關する一般歴史年表で、尙補修を要するが取敢ず刊行する。
主要參考資料は南洋群島教育會編纂「南洋群島教育史」等。編者元南洋廳訓導淺見良次郎。
尙昭和十三年以後の事項は他日増補を期す。

昭和十八年八月二十六日

財団法人 南洋經濟研究所

南洋群島年表序（歴史概観）

南洋群島即ちミクロネシヤ、細分してマリアナ、カロリン及マーシャル諸群島の歴史は皇紀二
一八一年（西暦一五二一）マゼランが Guam 及 ロタ兩島を發見する迄は全く不明である。カナカ
チャムロ等島民が或る時代に島から島へと發見植民したのであらうし、又いろ／＼の出來事もあ
つたであらうが、傳説等にも一切不明である。

マゼラン發見後はスペイン船がメキシコ、フィリッピン間往復の途中次々と南洋群島の島々を
發見し皇紀二二二五年（西暦一五六五）スペインのマリアナ群島占領宣言以來全群島は漠然スベ
イン領乃至勢力範圍として我明治初期に及んだ。此間約三百年、格別の出來事もなく、記録も稀
で、スペイン宣教師が靜に傳道し、島民も太古の儘であつた。

明治初期、即ち第十九世紀末期歐米列強が競うて太平洋諸島に猿臂を延すに及んで南洋群島も
穩かならず 明治十九年マーシャル群島は獨逸領となり、次で明治三十一年米西戦争の結果群島
中最大の Guam 島は米領となり、次で其餘は獨逸領となり、大體に於て全群島は獨逸領として
大正三年に及んだ。此の間獨逸も領有して居つたと云ふだけで、格別の經營も出來事もなかつた。
斯くて大正三年第一次世界戦争に及び、同年十月大稜威の下に歸してから南洋群島の歴史始ま



ると謂うても過言ではない。爾來約三十年間、群島の變化發展はそれ以前の數千年に勝るものがある。恐らくカナカ族の發展植民時代も之とは比べられまい。そして此の約三十年間も凡そ次の如く變遷區劃される。

大正三年から同十年迄——軍政時代、萬事應急措置で、邦人もわんさく押かけたが、戰爭終結と共に潮の如く引揚げた。

大正十一年から昭和七年迄——委任統治時代、此の間は國際聯盟規約の委任統治を文字通り委任と解釋して萬事退嬰、唯サイパン方面に於て南洋興發會社が黙々と開拓を營んで次の時代の準備を整へつつあつた外には、國民も政府も殆ど群島を忘れて經綸施策の見るべきものなく、全群島舊時に還るの觀があつた。

昭和八年から昭和十六年迄——臨戰準備時代とても稱すべきか。昭和八年三月二十七日國際聯盟脫退と共に南洋群島の形勢も一變し、同年八月林壽夫氏南洋廳長官に就任するに及んで、群島官民大に經綸を思ひ、昭和十年南洋群島開發計畫を設定、同十一年から此の劃期的計畫の實行に着手し、全群島刻々面目を新にし、又群島を根據地として、外南洋への進出發展も大に努力せられ、就中ニウギニア開拓、アラフラ海眞珠貝採取等、其の著しきものであつた。そして昭和十二年七月支那事變勃發と共に群島萬事次の大時局に應ずべき準備に邁進し、昭和十六年十二月大東亞戰爭開始に際しては克く其の使命を果した。

南洋群島年表

- 皇紀一八三一高倉天皇承安元年（西曆一一七一）●七月八日伊豆國興島に南方人（群島々民ならん）が漂着した
- 二二七九後柏原天皇永正一六年（一五一九）●九月三日葡萄牙人マゼランが世界一週の壯途に就いた
- 二二八一後柏原天皇大永元年（一五二一）●三月六日マゼランの船隊グアム及ロタ島を發見
- 二二八二大永二年（一五二二）●六月一日マゼラン船隊のエスピノザ再び來てマリアナ群島全容を認めた
- 二二八五大永五年（一五二五）●西班牙人ロチャの船が流されてセケイラ島（モクモク島又はヤップ島ならん）に滞在●西班牙人サラサルがマーシャル群島の北端サンバルトロメ（ボカアクならん）を過ぎりグアム島に寄港
- 二二八七後奈良天皇大永七年（一五二七）●葡萄牙人デイゴダロシャがバラオ島を發見●十月三十一日西班牙人サーヴェドラ新西班牙（メキシコ）を發しモルツカに到着
- 二二八九後奈良天皇享祿二年（一五二九）●九月一四日「サーヴェドラ」ナチャック島（ボナベ？）

を發見●九月二十一日ハルヂネス諸島(ウゼラン?)を發見●十月一日エニウエタックを發見
 二二〇三後奈良天皇天文二年(一五四三)●一月一日西班牙人ウイイヨロスがマテローテ
 ス(グッルウ又はフアイスマ?)を尋いでアレシフェス諸島(モクモク?)を發見。
 二二二四正親町天皇永祿七年(一五六四)●フイリッピン諸島がレガスピに依つて西班牙領たる
 ことを宣言された

二二二五永祿八年(一五六五)●レガスピ、サイパン島に來り、西班牙王の名に於て現今のマリ
 アナ群島の占領式を行ひヴェラスカラチナス諸島と命名
 二二二六永祿九年(一五六六)●西班牙航海士マルチンがマーシャル群島北部諸島に來た
 二二二五後陽成天皇文祿四年(一五九五)●一二月二三日西班牙の航海士キロスがボナベ島を發
 見

二二三二後西天皇寛文二年(一六六二)●宣教師サンヴェイトレスがグアム島に寄港。
 二二三二八靈元天皇寛文八年(一六六八)●三月二三日サンヴェイトレスがアカブルゴを發してグア
 ム島に來り布教に従事●マリアナ群島の名が起つた
 二二三二九寛文九年(一六六九)●二月二日グアム島に初めて教會堂が建立され續いて傳道學校も
 創設された
 二二三三〇寛文一〇年(一六七〇)●一月二九日サイパン島に於て宣教師メデニイヤが土民に虐殺

された

二二三三二寛文一二年(一六七二)●バトレ・ロペスがテニアンに傳道學校を起した●四月二日サ
 ンヴェイトレスがグアム島に於て土民の兇手に殞れた
 二三四三靈元天皇天和三年(一六八三)●八月エスプラナがグアム島司に就任す
 二三四六靈元天皇貞享三年(一六八六)●レスカノがカロリナ島(フラアラツプ?)を發見
 二三五四東山天皇元祿七年(一六九四)●八月一日エスプラナの歿後を承けてキログがグアム島
 司となる

二三五八元祿一一年(一六九八)●マリアナ群島の住民は悉くグアム島に移さる

二三七〇中御門天皇寶永七年(一七一〇)●一月三日ドリニダト號がサンアンドレス(ソ
 ソル)島を發見●一二月五日ツペロン、コルチル、兩バドレ等がソソルに上陸して消息が絶
 えた●一二月一日ドリニダト號がアンガウル島、バラオ島を望見した

二三九一中御門天皇享保一六年(一七三一)●三月二日カンドウア等がモクモクに達したが後患
 殺された

二四四三光格天皇天明三年(一七八三)●八月九日英國東印度會社所屬のアンテローブ號がバラ
 オ島西南の堡礁に坐礁●八月二六日コロール大倉長はアンテローブ號船長の好意に依り船員及
 銃を借りマルキヨクと戦つて大勝し謝禮としてアウロン島を英人に與へた●十一月二日アン

テロープ乗組員は新造船オルロン號でバラオを出帆歸途についた

二四八天明八年(一七八八) ●六月英人マーシャル、ギルバードの二群島を發見
(或は西曆一七八一年とも云ふ)

二四五〇光格天皇寛政二年(一七九〇) ●モートロツク船長がサタワンを發見 ●一月二二日東印度會社のマツクリユア等がバラオに達した ●三月一六日英國船員がコロール大酋長の望を容れてその軍に加りマルキヨクを攻めた

二四六四光格天皇文化元年(一八〇四) ●コツツエがメジーチ島を發見

二四七七仁孝天皇文化一四年(一八一七) ●一月一三日コキエ船長デユベイレがクサイ島に来て十五日迄滞在

二四八七仁孝天皇文政一〇年(一八二七) ●一二月八日セニエグイン號艦長リウトケがクサイ島に来て一月一日迄滞在

二四八八文政一一年(一八二八) ●セニエグイン號ボナベ島に寄港

二五一七孝明天皇安政四年(一八五七) ●アメリカ合衆國ボートミツシヨン會社所屬宣教師デービルソン等がエボン島に來り教會を設立し、ミツシヨン・スクールを經營

二五二四孝明天皇元治元年(一八六四) ●コロール島民英人チエインを虐殺(西曆一八六五年の初とも云ふ)

二五二七明治天皇慶應三年(一八六七) ●一月英國軍艦がバラオに來て、チエインを虐殺した理由でアイバドルを銃殺させた

二五三四明治七年(一八七四) ●ヘンルスハイムがバラオ島ヤツプ島に營業所を設け香港の西班牙領事から納税を通告された

二五三九明治一二年(一八七九) ●ゴドツフルア商會が倒れて、商事拓殖會社が設立

二五四二明治一五年(一八八二) ●四月五日英國軍艦がバラオに來てマルキヨクを攻めた

二五四四明治一七年(一八八四) ●我軍艦龍驤が遠洋航海の途次クサイ島に寄港

二五四五明治一八年(一八八五) ●八月二一日西班牙國官吏がヤツプ島に來て應舎、教會堂の建設に着手 ●八月二五日獨逸軍艦がヤツプ島に來て直ちに國旗を掲揚 ●九月一日後藤猛太郎、鈴木經勳等が横濱を出發して同月二十三日マーシャル群島に到着 ●一〇月獨逸軍艦マーシャル群島を占領 ●一二月一七日羅馬法皇レオ十三世の裁決によりカロリン群島は西班牙領となつた

二五四六明治一九年(一八八六) ●四月六日獨英兩國勢力圏境界の協定が成立して獨逸はマーシャル群島を獲得

二五四七明治二〇年(一八八七) ●七月一日ボナベ島第一次暴動起る ●一二月二一日獨逸はヤルトにヤルト會社を創設

二五五〇明治二三年(一八九〇) ●ボナベ島第二次暴動起る ●田中卯吉等南島貿易を志し五月一

五日天祐丸にて横濱を出帆●六月一日グアム島着●同月二十日出帆●六月二十七日ヤップ島ト
ミル港着●七月一日出帆●七月一〇日パラオ諸島マラカル港に投錨●八月七日出帆●九月一〇
日ボナベ島キチー港着、ボナベ島は争亂中●一〇月二一日ボナベ島に支店南島商會を置き、一
一月三日ボナベ島を出帆十二月二日横濱に歸着

二五五〇明治二四年(一八九一年)●南島商會の經營が代つて一屋商會となる●恒信社が起りト
ラック島を中心に貿易を行ひ明治二十六年パラオ島に移り大正三年迄繼續す

二五五二明治二五年(一八九二)●一月快通社起りトラック島に支店を置けるも間もなく解散

二五五三明治二六年(一八九三)●一〇月南洋貿易日置合資會社創立

二五五六明治二九年(一八九六)●一〇月九日南洋群島研究者クバリー歿す(墓所ボナベ島コロ
ニヤ外人墓地に在り)

二五五八明治三一年(一八九八)●四月米西戦争が起り、十二月西班牙はフィリッピン群島及グ
アム島を米國に割讓

二五五九明治三二年(一八九九)●ボナベ島第三次暴動が起つた●三月一二日獨逸國はマリアナ
カロリン兩群島を西班牙より譲り受け、ボナベに總督、ヤップ、サイバンに地方廳を設置

二五六一明治三四年(一九〇一)サイバン島に官立小學校を設置

二五六四明治三七年(一九〇四)●獨逸語普及の意味で西班牙宣教師に代り獨逸カプチノ會及リ

ペンツェレル教會宣教師に布教せしむ

二五六六明治三九年(一九〇六)●獨逸はヤップ島中心に海底電信を敷設●南洋貿易日置合資會
社が村山商會と合同して南洋貿易會社となる

二五六九年明治四二年(一九〇九)●二月アングウル島燐礦採掘開始●一〇月一七日ボナベ島デ
ヨカーデの暴動が起つた

二五七〇明治四三年(一九一〇)●二月二四日シヨマタウ以下暴徒巨魁が銃殺に處せられた

二五七一明治四四年(一九一一)●我練習艦隊阿蘇及宗谷濠洲巡航の途中米領グアム島に寄港

二五七三大正二年(一九一三)獨逸大規模の無線電信をヤップ島に建設す

二五七四大正三年(一九一四)●四月一六日大隈重信組閣、八代六郎が海軍大臣になつた●六月
二八日埃國の皇太子夫妻、同國のサラエヴォで塞國陰謀團員の爲に暗殺され、七月二八日埃塞
兩國戦端を開き、八月一日獨逸露西亞に宣戰●八月二日獨・佛兩國國交斷絶して交戰状態に入
り、次で八月四日英國は獨逸に宣戰した●八月五日獨逸軍艦エムデンが青島出港南下、八月六
日獨逸東洋艦隊主力「シャルンホルスト」「グナイゼナウ」及「ニウルンベルヒ」がボナベ島
を發しマリアナ群島バカン島に向つた●八月七日英國の要望に依り廟議は日獨開戦に決定●八
月九日英國支那艦隊の主力巡洋艦三隻は獨艦を捜査しつゝ、ヤップ島に向ひ、八月一日英艦ヤ
ップ島を砲撃、無線電信所を破壊海底電線を切斷した●八月一四日獨逸巡洋艦隊の主力バガン

島を發しマーシャル群島に向つた●八月一五日帝國政府は獨逸に最後通牒を發した●八月一
 日獨逸巡洋艦隊主力は給炭艦を伴ひマーシャル群島マジュロ島に到着補炭●八月二三日日獨
 國交斷絶し、宣戰の詔勅發せられ、第二艦隊（司令長官海軍中將加藤定吉）佐世保港を發して
 青島に向つた●八月二九日英國濠洲艦隊が獨逸サモア群島を占領●八月三〇日獨逸巡洋艦隊主
 力はマーシャル群島を發して東航●九月一四日獨逸南洋諸島索敵及海上保安の目的で南遣支隊
 （鞍馬、筑波、淺間第十六驅逐隊山風及海風、司令官海軍中將山屋他人）横須賀を發して南下
 ●九月一五日獨逸「テムデン」がベンガル灣に出現●九月一九日軍艦香取（艦長海軍大佐近藤
 常松）南下し南遣支隊横須賀間の中繼の任に就いた●九月二四日濠洲艦隊が獨逸ニウギニヤの
 フリドリツヒ、ウイルヘルム港に着●九月二六日英艦「シドテ」が西カロリン群島アングウル
 無線電信所を砲撃して破壊●九月二七日獨逸測量艦「プラネット」がヤップ港内で自沈●九月
 二九日南遣支隊ヤルト島に到着し、一時的占領を了した●一〇月一日第二南遣支隊（薩摩、
 矢矧、平戸、司令官海軍少將松村龍雄）が佐世保を發しバラオ群島に向つた。従前派遣の南遣
 支隊を第一南遣支隊と稱した●一〇月三日第一、第二南遣支隊に獨逸領南洋群島の占領を電命
 した。第一南遣支隊ヤルト島を占領、此事が米國に傳はり同國內の反日輿論が一時激昂す●
 一〇月五日第一南遣支隊クサイ島占領、一〇月七日第一南遣支隊ボナベ島占領、第二南遣支隊
 ヤップ島占領、一〇月八日第二南遣支隊バラオ島占領、一〇月九日第二南遣支隊アングウル島

占領●一〇月一〇日特別陸戰隊が横須賀（第一：第五）佐世保（第六）に於て編成された●一
 〇月一一日日英艦隊の行動範圍を協定し第一南遣支隊は赤道以北、東經百四十度以東第二南遣
 支隊は南緯二十度以北東經百四十度以西、濠洲艦隊は赤道以南西經百四十度以西とす●一〇月
 一二日第一南遣支隊トラツク島占領、一〇月一四日軍艦香取サイパン島占領、同日占領地に於
 ける外國人の退去に關する規定を設けた。一〇月二〇日第一乃至第五特別陸戰隊（サイパン、ト
 ラツク、ボナベ、クサイ、ヤルト）は神奈川丸にて横須賀を發し任地に向つた●一〇月三一
 日我が青島攻圍軍總攻撃を開始す●十一月一日コロンネル沖の海戦で英艦隊は獨逸艦隊のために撃
 破さる●十一月六日第六特別陸戰隊は鹿兒島丸にてバラオに到着翌七日矢矧守備隊員と交替し
 た●十一月七日我が軍は獨逸の東洋に於ける根據地青島要塞を降伏せしめた●十一月八日「コ
 ロネル」沖の海戦の結果、第一南遣支隊に對し、對敵主力作戦に關し、積極的行動の任を課せ
 られた●十一月九日エムデン撃沈さる●十一月一四日ヤップ島引渡問題が起つた●十一月一七
 日生駒、矢矧、筑摩を第一南遣支隊に日進を第二南遣支隊に増加、十一月一八日日進、筑摩、
 矢矧は太平洋方面に出動した●十一月一九日英國政府の通牒に依り、ヤップ島を濠洲遠征軍に
 引渡すことに内定した●十二月八日「フォークランド」沖の海戦に英艦隊は獨逸艦隊を殲滅し
 た、此結果出征艦船の一部を召還した●十二月一四日獨逸裝巡洋艦「ホルモラン」グアム島に
 入港し、翌日武装を解除された●十二月二八日臨時南洋群島防備隊條令が發布され、トラツク

諸島夏島に司令部を置き（當初は軍艦船手を之に充つ）海軍少將松村龍雄防備隊司令官に轉補
 ●一二月三〇日守備隊（サイバン、バラオ、トラック、ボナベ、ジャボール）及同隊分遣隊（ア
 ンガウル、ヤップ、クサイ）の配置を定めた●標準時使用を定めた

二五七五大正四年（一九一五）●一月九日南洋群島占領諸島施政方針を定めた●一月二十九日南洋
 群島民政會計規定を定めた●二月六日南洋群島傳染病豫防規程及傷病者救療規程を定めた●二
 月一六日南洋群島稅則を定め稅目を人頭稅、營業稅、特種營業稅、銃獵稅、港稅、關稅の六種とし
 た●二月關野侍從武官がトラックを御慰問になつた●二月貴族院議員伊集院健子爵、視察の爲
 來島●三月二日南洋占領諸島渡航者心得及同私人企業出願者心得を定めた●四月六日臨時南洋
 群島防備隊司令部病室に於て患者の診療を開始した●四月一六日ヤップ民政區を設置し、民政
 區々分の一部分を改正した●五月二日島民内地觀光員選抜の件につき各守備隊及分遣隊に通牒
 した●八月一〇日加藤友三郎が海軍大臣に任ぜられた●八月二四日臨時南洋群島防備隊司令官
 東郷吉太郎着任。民政事務官及海軍書記を任用し各守備隊に配置した●八月二五日サイバン、
 ヤップ、バラオ、各守備隊に於て氣象觀測を開始●九月五日各守備隊長及分遣指揮官に島民の
 風俗習慣等に就き調査報告方を通牒した●九月二二日クサイ分遣隊を撤去し駐在海軍書記に民
 政事務を取扱はしめた●一〇月一日費用徵收及寄附募集に關する規定、南洋群島刑事民事裁
 判令を定めた●一〇月一二日外國人等の經營學校事業の整理及學校設置の内訓があつた●一〇

月一五日海軍部内の郵便及電信取扱を各海軍電信所（サイバン、トラック、ヤルト、バラオ
 アンガウル）で開始した●一〇月一八日アンガウル島燐礦採取事業を海軍に於て直營すること
 となり、一〇月二一日海軍燐礦採掘規程が定められた●一〇月二六日南洋群島銃砲火藥取締規
 則、同銃獵取締規則が定められた●十一月一〇日京都御所で御即位の大禮を行はせられた●一
 月二九日各守備隊及分遣隊に檢潮を行ひ滿十四ヶ月經過して報告すべき旨通牒があつた●一
 月二四日獨逸馬克銀貨を邦貨に引換手續を定め、引換率は一馬克金四十錢とし又南洋群島貨
 幣令を定めた●一二月二七日南洋群島小學校職員の制、南洋群島小學校規則を定め、小學校教
 則並學級編制に關して訓令があり、トラック、サイバン、ヤップ、バラオ、ボナベ、ヤルト
 の六小學校が設置された

二五七六大正五年（一九一六）●一月一五日南洋群島營業規則を定めた●一月一七日南洋群島酒
 類取締規則を定めた●一月二〇日島民の土地及島民と締結する契約に關する件を定めた●一月
 二一日南洋群島渡航船舶及渡航者心得を定めて四月一日より實施●一月二四日占領官有財産取
 扱規則及民政費所屬工作物整理規約を定めた●一月二五日獨逸南洋燐礦會社保管品を經營組合
 より繼引を完了した●三月二七日南洋群島居住者取締規則を定めた●四月一三日アンガウル分
 遣隊を撤退せしむるに決定した●六月一九日バラオ島マルキョクにマルキョク小學校を設置●
 六月三〇日南洋群島警察處訓令を定めた●七月二六日南洋群島關稅規則を定めた●八月一日南

洋群島營業規則、南洋群島鑛業規則、南洋群島漁業規則を定めた●九月二二日南洋群島介殼蟲驅除豫防規則を定めた●一〇月九日寺内正毅組閣●十一月一五日海軍省と南洋貿易會社との間に横須賀と南洋占領各群島間に於ける海軍用運送に關して契約された●十二月一日海軍少將吉田増次郎防備隊司令官に補せられ、一二月三一日前司令官東郷少將退隊

二五七七大正六年(一九一七)●一月一〇日敵國及敵國人の發受通信取締に關して訓電が發せられた●二月西村惣四郎一族が出資してサイパン島に西村製糖所を設立●四月一日民政事務に關與する准士官以上文官及雇員に舍宅料が支給されることになった●四月九日「アグリガン」島噴火、十二日在島邦人六名、島民十四名は「バカン」島に避難した●四月海軍中將財部彪が視察の爲に來島●四月二四日對敵取引禁止に關し通牒した●五月一日南洋群島狩獵規則を定めた●五月一三日向井侍從武官を守備隊に差遣され優渥なる聖旨を傳へられ將卒一同に酒肴料、傷病兵に御菓子料を賜つた●六月九日民政職員身上取扱規則が定められた●六月二〇日警吏服務規程を定めた●八月一日南洋企業組合(大正五年設立)は名稱組織を變更して南洋殖産株式會社と改稱した●九月一日南洋群島船舶取締規則及南洋群島渡航者及居住者取締規則を定め十月一日より實施●一〇月一日南洋群島旌章規程を定め島民の善行者に對し紅綬銀章、綠綬銀章、綠綬銅章、黃綬銅章を授與することとした●二月グアム農事試驗場技師シー・ダブリュー・エンド・ウッドが「サイパン」島に椰子病蟲研究の爲來島●十一月十五日丹下福太郎アラフラ海眞

珠貝採取を志してバラオを出帆した。之が日本人に依る採取船の第一船で昭和十一、二年の頃最も盛になつた●一二月一日海軍軍用通信所に於て電報爲替及代換小包郵便の取扱を開始した●一二月一日海軍少將永田泰次郎防備隊司令官に補せられ、一二月一三日前司令官吉田少將退隊●一二月二三日南洋群島無線電信規約を定め即日實施

二五七八大正七年(一九一八)●二月二六日土屋中將外七名が群島視察の爲トラック島に來島●三月一日日本恒信社は南洋貿易株式會社に併合さる●三月一日ボナベ島キチーにキチー小學校を設置●三月一〇日各守備隊軍醫官に對し島民種痘勵行に關し通牒した●四月一日日本郵船株式會社に對し海軍大臣は南洋新占領地航路就航を依託した●五月二四日各軍政廳長に基督教の狀況を報告すべく通牒を發した●六月三日民政職員給與規程及民政旅費規程を定め四月一日に遡り施行した●六月一五日南洋群島民學校規則を定め九月一日より施行●七月一日臨時南洋群島防備隊條例を改正、軍政廳は民政署と改稱され民政部を設置し、手塚敏郎が民政部長に就任した(此の日を施政記念日とす)●九月一日各小學校を島民學校と改稱し、七分校(ロタ、モートロック、水曜島、ベリリュウ、アングウル、ガラルド、メタラニーム)を新設●九月二九日原敬組閣●十一月、九、十、十一日ヤルット民政區に暴風雨襲來し、被害甚大●十二月二七日南洋群島移民規則を定め、翌八年二月一日より施行

二五七九大正八年(一九一九)●一月六日臨時南洋群島防備隊標準時を定め二月一日より施行●

一月二一日舊年ヤルト方面の暴風被害者に對して御内帑金御下賜の御沙汰があつた●一月二四日南洋群島中の主要島名を一定して之を發表した●四月二六日臨時南洋群島防備隊海軍文武官任用進級増俸及考課表取扱内規を定めた●五月九日四電侍從武官を御慰問のためトラックへ御差遣になり更にボナベ、サイバンを御慰問になつた●六月七日南洋群島表彰規程を定め島民善行者に旌章金銀木杯及賞狀を授與することとした●六月一〇日民政部及各民政署の事務引繼を終了した●六月二八日自英佛の諸國と獨逸との媾和條約調印され國際聯盟規約が締結された●七月一日南洋群島尋常小學校規則を定め八月一日より施行●八月一日南洋群島第一尋常小學校をトラック島夏島に、第二尋常小學校をサイバン島ガラパン村に設置し、九月一日より開校●八月二七日島勢調査規定及島勢事務取扱規程を定め第一回島勢調査を大正九年十月一日午前零時現在にて行ふこととせり●一月一日海軍少將野崎小十郎守備隊司令官に補せられた

二五八〇大正九年(一九二〇)●二月七日西村製糖會社を西村拓殖株式會社と名義を變更す●五月四日對獨逸戰爭損害申告令を定め被害者は八月十五日迄に届出づることとした●七月二日東郷前司令官視察のため來島八月六日歸省さる●七月八日獨逸國より返還を受くべき俘虜及抑留帝國臣民の被押收品を報告せしめた●九月三〇日トラック民政署病院諸料金規程を定め十月一日より施行●一〇月一日第一回島勢調査施行、調査の結果群島人口總數五萬二千二百二十二人、内地人三千六百七十一人、島民四萬八千五百五人、外國人四十六人●十一月一〇日小倉丸ヤ

ブ島トミル水道出口に於て坐礁半沈●一月九日戸口調査規程を定め翌十年三月一日より之を施行●一月十六日、十七日ヤップ地方暴風海嘯襲來し大被害を被つた

二五八一 大正一〇年(一九二一)●二月一九日外國宣教師が入島することとなつた●三月三十一日民政職員給與規程を定め四月一日より實施した●六月三日工作物位置に關する規定を定めた●六月米國大學教授ポツプス博士六月より九月に亘り地質學研究の爲トラック島及ヤップ島に來島した●六月三〇日客年十一月ヤップ民政署管内暴風海嘯罹災者救恤の資として御内帑金五千圓を御下賜さる●七月松下侍從武官、犬塚東宮武官が群島を御慰問になつた●七月五日ヤルト守備隊撤退●七月一日オオ守備隊撤退、臨時南洋群島防備隊民政部處務規程及同事務分掌規程を定め即日施行●七月一八日ヤップ守備隊撤退●七月一九日巡查配員及勤務規程、銃器取扱規程を定めた●七月二八日民政部をバラオ諸島コロール島に移轉した●八月二〇日サイバン守備隊撤退●八月二四日交通船發着通報規程を定めた●九月一五日ボナベ守備隊撤退●一月二五日身許調査規程を定めた●十一月一三日高橋是清組閣

二五八二 大正一一年(一九二二)●二月六日米國ワシントンで、海軍軍備制限條約に調印、二月一日米國舊南洋獨逸領並赤道以北の諸島を我が國に委任統治の件、ヤップ島電信等の條約に調印●三月三十一日臨時南洋群島防備隊條例を廢止し軍隊を撤去し勅令を以て南洋廳官制、南洋廳部内臨時職員設置制、臨時南洋廳探礦所官制、南洋廳產業試驗所官制、南洋廳醫院官制、南

洋應郵便局官制、南洋應小學校官制、南洋應公學校官制、南洋應特別會計規則、南洋群島裁判令、南洋群島出港稅令、南洋群島間接國稅犯則者處分令其の他各殖民地に關聯する事項の改正が發布され、それより四月一日より施行された●四月一日南洋群島を内閣拓殖局管下に移し南洋應をバラオ諸島コロル島に設置し、サイバン、バラオ、ヤップ、トラック、ボナベ、ヤルートの六支應を設置●同日南洋應長官に手塚敏郎就任●同日尋常小學校及島民學校の名稱位置を改正した(トラック、サイバン、バラオ尋常小學校、サイバン、ロタ、夏島、水曜島、コロル、マルキヨク、ガラルド、ベリリユウ、アンガウル、ヤップ、ニフ、コロニー、メタラニーム、キチー、クサイ、ジャポール、マロエラップ公學校)●同日サイバン、バラオ、ヤップ、トラック、ボナベ、ヤルートの郵便局を設置し從前の海軍々用郵便局及同電信所の公衆通信業務を繼承、南洋應巡查懲戒規程、南洋應及所屬官署在勤職員加俸額、法令審議會規則南洋應事務分掌規程を定め即日施行●五月二〇日産業獎勵規則を定め六月一日より施行●五月三十一日南洋群島出港令施行細則を定め、移出港をサイバン、バラオ、アンガウル、ヤップ、トラック、ボナベ、ヤルートの七港とし六月一日より施行す●六月一二日加藤友三郎組閣●七月五日南洋群島郵便局電報傳送施行●七月一八日南洋群島人頭稅規則及同人頭稅施行手續を定め週つて四月一日より施行●七月二一日南洋應醫院診療並諸料金徵收規程及島民診療費徵收規程制

定、九月一日施行●七月三十一日交通至難の場所に在勤する南洋應及所屬官署の職員手當支給規程、南洋應及所屬官署賄料支給規程並囑託員及傭人給與規程を定め四月一日より適用●八月一日南洋群島に於ける租稅其の他公課に關する勅令發布●八月一五日南洋應及所屬官署會計事務規程、現金出納官吏配置任命規程を定め十一月一日より之を施行●八月三〇日判任官以上の待遇を受くる者、囑託員、雇員及傭人に支給する南洋群島、關東州南滿洲旅費規則を定め四月一日以後の旅行に付之を適用した●九月一日糖業規則、椰子栽培獎勵規則、商工業補助規則、畜産獎勵規則、水産業獎勵規則、南洋群島租稅其の他公課徵收規則、南洋應特別文具規程及南洋應工事製造請負及工用品並職工人夫供給規則を定め即日之を施行●九月四日外國旅券規則、糖業獎勵規則を定め即日施行「阿片」「モルヒネ」「コカイン」及其の他鹽類取締規則を定め十二月一日より施行した。法令審議會規程を定め法令審議會規程は廢止した●九月五日巡警採用規程、巡警配置及勤務規程、巡警教習規程を定め即日施行●二月八日南洋應所屬官署勤勉手當支給規程を定め大正十一年四月分より適用した●十一月一日南洋群島島民村吏規程及南洋群島島民村吏服務心得を定め即日施行●一二月八日會計檢査規程を定め公布の日より施行した●一二月東北帝大教授星野勇三視察の爲サイバン、ヤップ、バラオ各島に來島

二五八三大正一二年(一九二三)●一月四日南洋興發株式會社に砂糖製造業許可、原料採取地域をサイバン島一圓とされた●一月二六日南洋應法院を設置し、高等法院をバラオ諸島コロル

島に、地方法院をバラオ、サイバン、ボナベに置き、南洋廳法院判事、檢事及書記の服制及南洋群島裁判所事務取扱令施行細則を定め二月一日より施行、南洋群島裁判手数料規則を定め三月一日より施行●一月二七日勅令を以て南洋群島裁判所事務取扱令、南洋群島犯罪即決令を定められ其の他關係勅令を改正●二月七日南洋廳法院及檢事局事務章程、南洋群島犯罪即決令施行規則及南洋廳法院及檢事局に處務規定を定め三月一日より施行●二月二〇日臨時南洋廳採録事務規程を定め即日施行●同日島民村吏手當支給を定め、總村長、區長には月額三十五圓内外村長、助役には月額二十圓内外給與することとした●三月第二艦隊巡航伏見宮博義王殿下バラオ及サイバンに御寄港あらせられた。南洋産業株式會社がバラオ島ヤツプ島に支店を設置●三月二八日南洋興發株式會社は本店を東京からサイバン島チャランカノアに移した●四月一日南洋廳産業試驗場の位置をバラオ諸島コロール島に定めた●四月四日賞勳局書記官横田郷助南洋廳長官に任せられ、南洋廳長官手塚敏郎は文官分限令第一條第一項第四號に依り休職を被仰付●五月二九日南洋廳物品取扱規程を定め即日施行●六月一日南洋群島供託物取扱規則を定む●七月二日上原元帥サイバン島視察、七、八月に互り軍艦木曾及特務艦神威南洋群島を巡航、東京帝國大學學生久富達夫等約四十名便乗、學生の群島團體視察は之を以て初めとす●八月三日南洋廳小學校兒童は内地市町村立小學校兒童と同一の取扱を受けることとなつた●八月一七日手数料及出張費用徴收規則及收入印紙を以て納むることを得る納金の件を定め十月一日より施行

行印鑑證明規則を定め即日施行●九月一日關東大震災、本群島に於て義捐金二萬五百七十一圓二十六錢釀出●九月二日山本權兵衛組閣●九月一三日南洋廳圖書規程を定め即日施行●九月二日南洋廳電氣使用規則を定め即日施行

二五八四大正一三年(一九二四)●一月七日清浦奎吾組閣●一月二六日皇太子殿下御結婚の禮を行はせらるゝに當り兒童獎學の思召を以て内帑の資二千圓を御下賜●二月二九日恩賜財團獎學會創立●三月一日バラオ燈臺點燈開始●三月二四日南洋群島教育會創立●四月一日代書人規則及同施行手續を定め即日施行●五月一日病害蟲驅除豫防規則及同取扱心得を定め即日施行●六月一日加藤高明組閣●九月六日第五回國際聯盟總會軍備縮少決議案可決●九月一五日銃器使用及取扱規程を定め即日施行●一二月二五日南洋廳支應事務分掌規程を定め支應に庶務課警務課を置き南洋廳事務分掌規程を定めて本廳に長官官房及び庶務、財務、警務、拓殖、通信の五課設置

二五八五大正一四年(一九二五)●二月二日外國人入島の件が定められ即日施行●同日南洋廳火葬場規程を定め、火葬場をサイバン島ガラバン、バラオ諸島コロール島コロール村に設置した●二月一五日南洋群島在留者取締規則を定めた●二月二八日南洋群島受刑者、被告人及被疑者護送規則を定め即日施行●同日練習艦隊サイバン港寄港●五月七日勅令を以て南洋群島治安維持に關しては治安維持法によることと定められた●五月英國軍艦ブリューベル(艦長アールヌ

ミス・エツチ)がヤツブ、バラオ、トラックに來航した●七月二七日婦人矯風會理事守屋東サ
イバン島に來り、續いて全群島を視察●一〇月一日第二回南洋群島勢調査施行、其の結果南
洋群島人口總計五萬六千二百九十四人、其中邦人七千四百九十人、島民四萬八千七百九十八
人、外國人六十六人●一〇月二三日南洋群島土地調査規則、南洋群島航路標識規則及公學校寄
宿舍臨時事務並手當支給規程を定め即日施行●一〇月三〇日舊慣調査委員規程を定めた●一二
月一日ボナベ管内に暴風襲來し、被害甚大。翌十二日トラック管内に暴風雨襲來し十四日朝
熄む、民家官舎の全半潰多數。同十五日ヤツブ管内に暴風、海嘯襲來、倒潰家屋約九割三分
二五八六正十五、昭和元年(一九二六)●一月三〇日若槻禮次郎組閣●三月二二日トラック諸
島夏島に南亞貿易株式會社設立●三月二三日伏見宮博信王殿下練習艦隊に御乗組トラックに御
上陸遊ばされ更にサイバンにも寄港あらせられた●四月二六日ヤツブ島にヤツブ尋常小學校、
ボナベにボナベ尋常小學校を●五月一〇日ヤツブ支應トミル島ウギリ管區に、マキ公學校ボナ
ベ島ウー村にウー公學校を設置●五月二六日南洋廳木工徒弟養成所規則を定め、コロール公學
校に木工徒弟養成所を附置した●六月二八日ボナベ島に産業試驗場分場を設置●七月一五日ボ
ナベ醫院クサイ分院を設置●八月三日公學校兒童給與規程、學校醫設置並職務規程及兒童身體
検査規程を定めた●八月一日警察犯令を定め十月一日施行●八月一二日南洋廳所轄國有財産
取締規程、雜種財産取扱規程を定め即日施行●八月二六日墓地及埋火葬取締規則を定め一二月

一日より施行●九月一五日臨時サイバン港修築事務規程を定めた

二五八七昭和二年(一九二七)●二月バラオ本島ガルドック植民區劃地設定、總地積五七九町歩
●三月三日部落改善功績者選奨規程及同取扱手續を定め即日施行●四月二〇日田中義一組閣●
五月二七日大正天皇大喪の儀を行はせらるゝに際し慈善救済の資として御内帑金一千圓を御下
賜遊ばさる。依つて永久に記念する爲恩賜財團慈善會を設立す●五月二八日午後三時頃バラオ
管内に暴風雨襲來し被害甚大●六月バラオ本島ガルドック植民區劃地設定、總面積、三四九
町歩●六月一二日バラオ諸島の暴風雨の慘狀 天聽に達し 天皇皇后兩陛下より御内帑一千圓
下賜された●六月二〇日日英米三國軍縮軍議をジュネーブで開催す●六月二四日羅馬法皇應使
節デアルデイニー及ファベル博士來島し二十七日サイバンに向つた●七月一日トラック諸島春
島ネボス村に春島公學校を設置●七月一四日バラオ郵便局に電話を架設九月一日より取扱を開
始●七月一五日内閣拓務官笹川書記官視察の爲來島し十八日メナードに向け出發●七月二〇日
松岡靜雄「ミクロネシヤ民族誌」を著す●七月二七日南洋廳修理工作委託規程を定めた●九月
一六日東北帝大醫學部教授長谷部言人博士が人類學研究の爲來島●十一月一日南洋群島交通港
取締規程を定む。交通港サイバン、ヤツブ、バラオ、アンガウル、トラック、ボナベ、タサ
イ、ヤルト各港。南洋廳電氣使用規則を定め昭和三年一月一日より施行●十一月一日南洋廳
緊船浮標使用規程を定めた●十一月和蘭潜水艦長バンダーカン巡航の途次ヤツブに寄港

二五八八昭和三年(一九二八) ●二月元智利公使鮭延信道サイバン、ヤップ、パラオの各島を視察 ●六月ボナベ島バルキール植民區劃地設定、總地面積八〇三町歩 ●七月一日トラック諸島冬島に冬島公學校を設置 ●七月一五日南洋廳公學校規則の大改正を行ひ九月一日より施行 ●七月米國コロンビヤ大學教授ヘンリー・克蘭プトン蝸牛研究のためサイバン、ヤップ、パラオの各島に來島した ●七月二一日サイバン郵便局の電話交換事務を開始 ●九月八日高松宮宣仁親王殿下には練習艦隊にてヤルトに御寄港更にトラックを経てパラオ御寄港、親しく御視察あらせらる ●九月一五日サイバン島にタナバコ尋常小學校、ラウラウ尋常小學校設置 ●一〇月二〇日サイバン島チャモロ族マリアナ・バンヘリナンの栽培にかゝる御大典用御買上玉蜀黍が山城丸で發送された ●一一月一〇日 今上陛下即位の禮を行はせ給ふ。群島各地にても種々の奉祝行事が行はれた ●一一月一五日南洋興發株式會社に對しテニアン島に製糖工場設置を許可され原料採取區域はテニアン島一圓とさる ●一一月二七日 今上陛下登極の大禮に際し賑恤の資として御内帑金一千圓下賜さる ●パラオ本島アイライ植民地に四戸入植

二五八九昭和四年(一九二九) ●一月一五日南洋廳印紙切手類出納規程を定め四月一日より施行 ●三月二八日サイバン島ガラパン町に日刊新聞「南洋振興日報」發刊 ●四月一日サイバン島チャツチャにチャツチャ尋常小學校、テニアン島ソンソンにテニアン尋常小學校を設置 ●五月三日サイバン支應で電氣事業を經營した。六月八日拓務省官制が公布され、南洋廳は拓務省の管

轄となる、内閣總理大臣田中義一拓務大臣を兼攝 ●六月二一日南洋廳消防組規則を定め即日施行 ●七月二日濱口雄幸組閣、松田源治拓務大臣 ●七月九日南洋群島治安警察規則を定め九月一日より施行す ●七月九州帝國大學教授金平亮三、植物研究の爲各島を視察 ●八月衆議院南洋視察團一行七名、サイバン、ヤップ、パラオ各島視察 ●九月野村益三子爵、サイバン、ヤップ、パラオの各島を視察す ●九月二八日南洋群島新聞紙取締規則を定め十一月より施行 ●一二月一日サイバン郵便局にテニアン分室を設置す ●一二月三日南洋廳物産陳列所をパラオ諸島コロール島に設置、昭和五年一月四日より公衆の觀覽に供することとした ●一二月一一日サイバン消防組、パラオ消防組を設置す。

二五九〇昭和五年(一九三〇) ●二月パラオ本島ガルミスカン植民地に再入植が始まつた ●二月一〇日サイバン支應管内テニアン島ソンソンにテニアン警察官派出所を設置 ●二月一三日三島通陽子爵視察の爲サイバン、ヤップ、パラオ各島に來島 ●二月二六日南洋貿易株式會社は本店をパラオ諸島コロール島コロール村に移した ●四月一日トラック諸島に月曜島公學校設置 ●四月二日ロンドン軍縮會議主力艦補助艦の日英米三國協定成立 ●五月一七日サイバン島に南洋廳産業試驗場分場設置 ●六月九日第二艦隊ガラパン沖に碇泊す。艦數三十數隻司令長官海軍中將飯田延太郎 ●八月一日衆議院議員一行八名サイバン、ヤップ、パラオ島方面視察 ●一〇月一日第三回島勢調査施行、その結果南洋群島人口總數六萬九千六百二十六人、その中邦人一萬九千

八百二十五人、島民四萬九千六百九十五人、外國人九十六人●一月一日テニアン尋常高等小學校にマルボ分教場カーヒー分教場を附置す

二五九一昭和六年(一九三一)●一月五日全國聯合少年團代表三十六名が視察に来島●一月二七日サイパン島ラウラウ尋常小學校をアスリートに移轉し、アスリート尋常小學校と改稱す●二月一日紀元の佳辰に際し 聖上陛下より恩賜財團慈善會に金五百圓を下賜された●三月二二日サイパン島チャランカノアに南洋製氷株式會社設立●四月一日トラック支應モートロック諸島オネオップ島にモードロック公學校を設置●四月三日ボナベ島コロニヤにボナベ水産合名會社設立●四月一四日若槻禮次郎組閣、原脩次郎拓務大臣●五月一二日バラオ諸島コロール島に南洋應水産試驗場を設置●グアム島より邦人視察團二十餘名がサイパン島に来訪●五月一七日支應長會議を南洋廳に於て開催●七月一六日南洋群島部落(内地人)規程を定め總代及副總代協議會員を置くこととなる●八月一日(在留邦人)布教規則を定め即日施行●八月一五日サイパン局テニアン分局をテニアン局に改め特定郵便局として九月十日より事務開始●八月二四日南洋應氣象觀測規程を定め即日施行●九月一日グアム島知事ルット・イグモゴト大佐一行が米國特務艦ゴールドスター號で日米親善のためサイパンを訪問した●九月一八日滿洲事變が勃發●一〇月五日南洋日々新聞社サイパン島ガラバンに設立南洋日々新聞創刊●一〇月一日南洋廳長官横田郷助逝去す●一〇月一二日南洋廳書記官堀口滿貞、南洋廳長官に任ぜらる●一〇月

二四日彩帆神社殿新營工事竣工し遷宮祭行はる●一〇月三日勅令を以て入營者職業保障に關する件が定めらる●十一月二日南洋廳長官堀口滿貞願に依り本職を免ぜられ、拓務省拓務局長田原和雄南洋廳長官に任ぜらる●十二月一日大養毅組閣泰豐助拓務大臣●十二月二三日氣象觀測を施行する官署二十六ヶ所指定さる●十二月二八日南洋群島に於ける入營者職業保障法施行細則が定められ昭和七年一月一日より施行さる

二五九二昭和七年(一九三二)●一月一二日ボナベ支應で電氣事業經營を始む●一月二八日上海事變突發●一月二九日鳥類研究のため山階侯爵及同夫人サイパン島に来られ更にヤップ及パラオに赴かれた●二月四日南洋廳長官田原和男願に依り本職を免ぜられ男爵松田正之南洋廳長官に任ぜらる●二月一日紀元節に際し 聖上陛下より恩賜財團慈善會に對し金五百圓御下賜の御沙汰があつた●二月二九日米國は全艦隊を太平洋に集中して大演習を行ふこととした●三月一日滿洲國政府建國宣言發表●四月一日サイパン島チャランカノアにチャランカノア尋常小學校設置●五月一二日南洋興發株式會社のニューギニヤ開發隊出發●五月二六日齋藤實組閣、永井柳太郎拓務大臣●七月一日南洋廳で南洋應施政十年史を發行した●七月三日練習艦隊(軍艦磐手、淺間司令官今村中將)サイパン港に入港●八月五日法令審議委員會規程を定め即日施行●七月二二日軍艦春日サイパン港に入港し、御乗組の久邇宮朝融王殿下が御上陸遊ばされた●八月一日南洋應水産試驗場はマダライ新廳舎で執務を開始●八月三日テニアン神社御遷

座式執行●八月一七日南洋群島コブラ検査規則を定め十月一日より施行●八月二十五日 天皇陛下より救療費として御内帑金を拓務大臣に下賜せられ南洋廳管内に一千圓頒賜された●八月三十一日官有地特別賣渡規則、地價調査委員會規則を定め即日施行●九月五日日滿儀定書に調印し日本は滿洲國を承認した●九月一二日支廳長會議が南洋廳で開催された●九月二〇日勅令を以て南洋群島産業組合が公布された●九月二七日南洋興發株式會社に對しロタ島に製糖工場設置を許可し原料採取區域をロタ島一圓とした●一〇月三日家畜傳染病豫防規則を定め即日施行●一〇月七日サイパン支廳部落事務施行規則を定む●一〇月一六日松田長官答禮使としてグアム島を訪問●一二月一日サイパン島に南洋タビオカ澱粉合資會社設立●ボナベ島バルキール植民地に入植が始まつた●東北帝國大學講師田山利三郎、四月から十月に互つて群島東部各島嶼の地形地質就中珊瑚礁を調査

二五九三昭和八年(一九三三)●一月一三日サイパン島サバナタラホホ、サイパン郵便局官舎内に官應用無線電話設立●一月一四日ロタ島ソソソに巡查部長派出所設置●一月一五日ガラパン町最初の協議會員選舉を行ふ●一月一七日巡查訓授規程を定む、バラオ信用販賣購買利用組合サイパン信用組合を設立●二月一日勅令を以て南洋群島に於ける司法警察の職務は已むを得ざる場合は巡查をして行はしむることを得ることとなる●二月二四日バラオ支廳部落事務施行規程制定さる●三月八日サイパン國防獻金聯合會成立す●三月二七日國際聯盟離脱に際し勅語

及告諭換發せらる●三月三〇日南洋廳實業學校官制公布●三月バラオ本島ガルドック植民地に初て二十九戸の入植があつた●四月一日サイパン島に南洋廳サイパン實業學校、ロタ島にロタテニアン島にカーヒ、マルボ尋常小學校設置●同日サイパン尋常高等小學校が尋常科と高等科と分離各獨立校となる●同日勅令を以て南洋群島に於ける行政執行法を公布七月一日より施行●四月七日公醫規則を定め即日施行●四月二五日靜岡丸がヤップ島に坐礁●四月三〇日ロタ製糖所が二ヶ年製糖延期となる●東北帝大講師田山利三郎昨年引續き四月から十月に互つて群島西、中部各島嶼調査●五月一〇日テニアン島にサイパン支廳テニアン出張所を、ロタ島にロタ警察派出所を設置●五月二一日ボナベ支廳部落事務規程を定めた●五月三十一日農産獎勵規則を定め即日施行●六月一五日貴族院議員南洋視察團一行十名サイパン島ヤップ島バラオ島方面視察●七月一日練習艦隊(軍艦磐手、八雲司令官百武中將)ヤルウト、トラック及サイパン港に寄港●七月二四日高松宮殿下聯合艦隊にてバラオに御寄港御上陸遊ばさる●八月一日ロタ島にロタ郵便局(特定郵便局)設置●八月二日コロール町に南洋物産合資會社設立●八月四日南洋廳長官男爵松田正之朝鮮總督府專賣局長に轉じ關東廳警務局長林壽夫、南洋廳長官に任ぜらる●八月一三日株式會社南洋日日新聞社が解散した●九月バラオ本島ガルミスカン植民地に教育所が出来た●一〇月四日トラック信用販賣購買組合、テニアン信用組合、ボナベ信用組合設立●一〇月六日勅令を以て南洋群島土地調査令、南洋廳土地審査委員會令を公布●一〇月

二三日サイパン、テニアン、ロタ在住邦人官民国防献金四萬五十餘圓を海軍省に送金す●一〇月二四日南洋群島移出入植物取締規則を定め十一月一日より施行、サイパン、パラオを右規則による検査を行ふ海港とした●一〇月二六日初代南洋廳長官手塚敏郎卒去●十一月一日サイパン島で南洋朝日新聞發刊●十二月三日皇太子殿下御降誕あらせられ、群島各地でも祝賀を催す●十二月二八日南洋群島標準時を定め昭和九年一月一日より施行す

二五九四昭和九年(一九三四)●一月二〇日サイパン信用購買販賣利用組合、テニアン島テニアン信用購買販賣利用組合設立●一月二四日南洋群島土地調査令施行規則、南洋廳土地審査委員會令施行細則を定め即日施行●二月六日バインナブル益蟲研究のためハワイ大學の崎村千藏、サイパン島に來島●三月七日グアム島在住邦人に對し米國官憲より、四月四日迄に所用土地を處分するやう下命さる●三月一四日パラオ諸島マラカル島に南洋石油株式會社設立、アナタハン島に温泉が発見さる●三月一八日南洋群島在勤海軍武官小西千比古パラオ着任●三月三〇日東京聯合少年團南洋視察團一行二十五名サイパン島に來島●四月一日ロタ島ロタ郵便局電信事務を開始した●四月一四日東京羽田に於て第一南洋號「報國第四十三號」命名式舉行●四月二一日ロタ島に南洋コリア株式會社設立●六月五日南洋廳觀測所トラック出張所設置●六月二九日東大教授矢内原忠雄サイパン島に來島●七月八日岡田啓介組閣、拓務大臣を兼攝●七月練習艦隊(軍艦淺間、磐手司令官松下元中將)パラオ及サイパン島に寄港す●八月七日サイパン島

彩帆神社前公園に南洋興發株式會社々長松江春次壽像除幕式舉行●八月一〇日京大教授理學博士松山基範外三名、地球引力測定及潮の干満調査の爲サイパンに來島●九月一〇日兒玉秀雄拓務大臣となる●九月二〇日川端龍子畫伯來島●一〇月二日米國東洋艦隊約三十隻、グアム島に入港す●十一月三日午後二時頃ウラカス島附近で海底火山が大爆發した●十一月三〇日東北冷害地の移民五百名がロタ島に來島●十二月二九日ワシントン條約廢棄を通告し帝國の見解を表明す●パラオ本島アイライに教育所設置、南洋廳航空路施設準備に着手、パラオ本島ガルドック植民地に教育所設立

二五九五昭和一〇年(一九三五)●一月六日南興水産株式會社コロール島に設立●二月一日南洋協會南洋群島支部で月刊雜誌南洋群島創刊●二月一日紀元節に際し 天皇陛下より恩賜財團慈善會、恩賜財團獎學會に金一封御下賜●六月一日南洋廳事務分掌規程を定め長官々房秘書課長官々房文書課、地方課、財務課、警務課、拓務課、水産課、土木課、交通課の九課を置く●同日サイパン港挂燈浮標、テニアン燈臺に點燈を開始●六月一七日ヤップ支廳に於て蜥蜴捕獲取締規則を定む●六月二一日衆議院南洋視察團一行十四名サイパン、ヤップ、パラオ島方面視察●六月二四日南洋廳觀測所ヤルート出張所設置●六月二九日練習艦隊御乘組の久邇宮、伏見宮、朝香宮の三殿下ヤルート島に御上陸、更に七月十三日サイパン島に御上陸遊ばさる●六月から八月に亘つて南洋群島開發調査委員會委員海軍大佐藤森清一朗等來島調査●七月一〇日東

都大學々生視察團（學徒至誠會）一行四十二名サイパン、ヤップ、パラオ島方面視察●九月九日教科書審議委員會規程を定め即日施行●一〇月一日第四回島勢調査施行、南洋群島人口總數一〇二、五三七人、邦人五一、八六一人（半島、臺灣人を含む）島民五〇、五七三人、外國人一〇三人●一〇月一二日拓務省南洋群島開發調查委員會答申案可決●一〇月一三日貴族院南洋視察團一行十五名サイパン島に到着ヤップ、パラオ島方面視察●一〇月一七日表裏南洋の名稱を廢し内南洋、外南洋と改稱●一二月二日サイパン島サイパン尋常小學校に 天皇皇后兩陛下御眞影を御下賜遊ばさる●一二月一〇日トラック諸島に暴風襲來して被害甚大●一二月二七日ボナベ島に南洋電力株式會社を設立、アラフラ海出漁の邦人眞珠貝採取船バラオを根據地とするもの増加す

二五九六昭和一年（一九三六）●一月一〇日十二月中旬のトラック支應管下の暴風雨を聞召され 天皇皇后兩陛下より御内帑金八百圓を下賜さる●一月一六日朝鮮總督府事務官堂本貞一南洋應書記官に任せらる●二月一日紀元節に際し 天皇陛下より恩賜財團慈惠會、恩賜財團獎學會に金一封御下賜の御沙汰を賜はる●二月二六日、帝都東京に不祥事件（二・二六事件）突發す●三月九日廣田弘毅組閣、永田秀次郎拓務大臣●四月南洋群島開發十ヶ年計畫實行開始●四月八日ロタ島にタルガ、アンガウル島にアンガウル、パラオ本島にガルドック、ボナベ島にマタラニーム、ジャポール島にヤルト各尋常小學校設置●五月二一日サイパン築港修築完成

●七月一三日衆議院南洋視察團一行十一名初航海のサイパン丸でサイパン島及ヤップ、パラオ島方面視察●七月二五日勅令を以て南洋拓殖株式會社令又南洋群島國有財産評價委員會官制公布●九月一日特定テニアン郵便局普通郵便局となる●八月四日勅令を以て南洋應航空官設置を改む●九月一六日南洋應産業試驗場及分場を南洋應熱帶研究所ボナベ島、サイパン島を支所に應長官に任せらる●一〇月八日一條實孝公爵等貴族院議員一行十一名サイパン島、ヤップ島、パラオ島方面視察●一〇月二二日サイパン支應管内に大暴風雨襲來、被害甚大●一〇月二八日パラオ諸島コロール島に南興眞珠株式會社設立●十一月練習艦隊（軍艦磐手、八雲司令官中村甚三郎）ヤルト、ボナベ、トラック、サイパン港に寄港●十一月二日サイパン支應管下暴風雨被害を聞召され 天皇皇后兩陛下より御内帑金一千五百圓御下賜●十一月二七日パラオ諸島コロール島に南洋拓殖株式會社設立●十二月一日ボナベ島バルキールにバルキール尋常小學校設立●十二月二日パラオ諸島コロール島に南洋新報社設立、日刊新聞「南洋新報」創刊●十二月一七日南洋應官制改正、内務部拓殖部を置き視學が置かれることとなる、南洋應事務分掌規程を定め長官々房に秘書課、文書課、内務部に地方課、財務課、警務課、土木課、拓殖部に農林課、商工課、水産課、交通課を置く●十二月二五日簡易生命保險及郵便年金事務、郵便振替貯金特別規則及同取扱規程を定め昭和十二年一月四日より施行、ボナベ島バルキール植民

地に水田經營獎勵の爲一五〇町歩に利用し得る灌漑溝を設く

二五九七昭和一二年(一九三七) ●一月一日南洋廳探鑛所官制廢止、アンガウル探鑛所は南洋拓殖株式會社に移管さる ●二月二日林銑十郎組閣、大藏大臣結城豐太郎拓務大臣を兼攝 ●二月二三日南洋廳熱帯研究所拓殖練習生規程を定む ●三月一八日ボナベ島コロニヤ町に南洋産業株式會社設立 ●三月三十一日勅令を以て南洋群島國有財産令發布 ●四月一三日視學々事視察規程を定め即日施行 ●四月一六日パラオ本島アイライ村にアイライ尋常小學校、アルモノグイ村にガルミスカン尋常小學校設置 ●四月バラオ本島ガルミスカン植民區劃地二六六町歩擴張、總地積六一五町、同アイライ植民區劃地二二七町歩擴張、總地積三五九町歩、同ガルドック植民區劃一七〇町歩擴張、總地積七四九町歩 ●五月一二日バラオ諸島コロール島に大洋眞珠株式會社設立 ●五月一七日サイバン島に南太平洋貿易株式會社設立 ●五月二四日バラオ諸島コロール島に南拓鳳梨株式會社設立 ●六月五日バラオ諸島コロール島に南洋電氣株式會社設立 ●六月一八日バラオ諸島コロール島に海洋殖産株式會社設立 ●七月八日南洋廳水産試驗場官制公布 ●同日北支那蘆溝橋事件が勃發し、日支事變の起因となつた ●七月二二日南洋廳に於て支廳長會議開催 ●八月三日南洋群島泰利取締規則を定め即日施行 ●八月四日ロタ島にサイバン支廳ロタ出張所設置 ●八月一日勅令を以て南洋群島臨時利益配當令公布 ●八月二一日南洋群島電氣事業規則を定め即日施行、南洋廳支廳及出張所事務分掌規程を定め九月一日より施行 ●八月二六日南洋廳

支廳長及出張所長委任事項及南洋廳所屬官署長專決事項を定む ●一〇月一日トラック諸島秋島に秋島公學校設置 ●一〇月三〇日南洋群島鐵鋼工作物築造許可規則を定む ●十一月一〇日南洋群島臨時資金調整令發布 ●十一月一日小西海軍武官内地に轉任 ●十一月一六日南洋群島標準時を改め昭和十三年一月一日より施行 ●十月各植民地移住戸數バラオ本島ガルミスカン九四戸、アイライ六〇戸、ガルドック八二戸、ボナベ島バルキール六二戸

443
48

南洋資料目録

南洋群島に関するもの

南洋資料第一號——第二六〇號迄

番號	書名	著譯者名	原價	送料	
7	南洋群島の珊瑚礁	田山利三郎	50	4	
187	南洋群島々民人口増減表	淺見良次郎	印刷中		
257	南洋群島々民語研究資料目録		5	4	
258	横尾東作と南方先覺志士	竹下源之介	35	4	
152	太平洋民族學の開創	海軍大佐松岡静雄	石黒忠篤他五名	63	4
52	南洋興發株式会社創業誌	松江春次	120	4	
163	ガルミスカン植民地開發の回顧	淺見良次郎	10	4	
242	パラオ朝日村建設年表	淺見良次郎	24	4	
259	パラオ朝日村建設座談會記録	朝日村關係者數名	印刷中		
243	パラオ朝日村農作物栽培の一端	淺見良次郎	12	4	
260	パラオ朝日村に於ける	大蝸牛繁殖概要	淺見良次郎	印刷中	
188	南洋群島内地人口増加表	淺見良次郎	準備中		
235	南洋群島内地人子弟教育	狀況概要	淺見良次郎	62	4
255	熱帯の氣象と農業	永山勝己	41	4	
225	南方のキャツサバ栽培	永山勝己	1.17	8	
249	纖維作物ローゼルの栽培	永山勝己	47	4	
105	椰子の話	若松貞二	35	4	
206	マングローブと其の利用	若松貞二	21	4	
16	南方鮎魚場探査に就て	伴善居	15	4	
49	大東亞海漁業展望	南洋水産協會編	40	4	
82	南太平洋水産資源	南洋水産協會編	70	8	
6	ナウル島事情	南洋廳企畫課	1.00	8	
30	トンガ諸島事情	南洋廳企畫課	80	8	

昭和十八年十一月二十日印刷
昭和十八年十一月二十五日發行

發行人 小西千比古
印刷者 東京都芝區愛宕町二ノ一四 谷本 正
印刷所 東京都芝區愛宕町二ノ一四 愛宕印刷株式會社 (東京二五)

發行所 東京都赤坂區表町四丁目一番地 財團法人南洋經濟研究所出版部 振替貯金口座東京一四五、八二二番

特別行爲稅相當額 五十錢
賣價 五十三錢
郵稅 四錢

終

